

いわゆる「給与ファクタリング」に係る契約の法的性質と有効性

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 1 月 26 日

【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 35172 号

【事 件 名】 金銭支払請求事件

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 民法 90 条・708 条、貸金業法 2 条 1 項・42 条 1 項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 5 条 3 項・7 条、労働基準法 24 条 1 項

【掲 載 誌】 金法 2171 号 78 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25587471

明治学院大学准教授 倉重八千代

事実の概要

給与所得者である Y（被告）¹⁾ は、令和元年 7 月 23 日、債権の買取り業（ファクタリング業）等を営む株式会社である X（原告）との間で、Y の同年 8 月分の給与債権（額面額 20 万円）のうち 10 万円分（以下、「本件給与債権」という。）を 6 万円で売却する申込みをし、X が、これを承諾し（以下、「本件契約」という。）、同日、債権買取金額 6 万円から振込手数料を控除した 5 万 9676 円を Y の銀行口座に振り込んだ。その後、同年 8 月 21 日までに、Y の勤務先が Y に対し、同月分の給与を全額支払ったが、Y が X には一切支払をしなかったため、同日頃、X は Y の勤務先に対し、Y を代理して、本件給与債権（同月分の給与債権の一部）を譲り受けた旨を通知した。しかし、Y の勤務先は、労働基準法 24 条 1 項に基づき、Y に直接給与を支払う方針であり、既に、同月分の給与は支払済みである旨を X に返答した。

そこで X が Y に対し、債権譲渡契約に由来する受取物引渡請求権に基づくものとして、10 万円及び遅延損害金の支払を求めたのに対し、Y は、本件契約が実質的には金銭消費貸借契約であり、しかも著しく違法性が強い暴利行為で公序良俗に反するから、債権譲渡契約に基づく請求権が発生しないことはもとより、貸金や不当利得として交付額の返還を求めることもできないと主張した。

判決の要旨**1 本件契約の法的性質について**

(1) 「……労働者が使用者に対して有する賃金債権については、労働者が賃金の支払を受ける前にこれを譲渡したとしても、労働基準法 24 条 1 項が規定する賃金の直接払の原則により、使用者は直接労働者に対して賃金を支払わなければならない、賃金債権の譲受人が直接使用者（債務者）に対してその支払を求めることは許されない。」

「これによれば、給与債権の譲受人である X は、当該給与債権の回収を Y の勤務先から直接行うことは法律上許されないものであるから、その回収は、必然的に、給与債権を X に譲渡しつつ、当該給与債権の支払を勤務先から直接受ける権利を保障された給与債権の譲渡人である Y を通じて行われる仕組みになる。譲渡債権の対象が譲受人による直接の権利行使が許されない給与債権であっても、債権譲渡の当事者間における債権譲渡の効力自体が否定されるものではないが、上記回収の場面における想定は、法形式としては債権譲渡（売買）の形態を採りつつも、実際には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間でのみ金銭の移転（給与債権の買取金額の支払及び当該給与債権の弁済金の譲受人への交付）が発生し、譲渡人が資金を拠出して譲り受けた給与債権の回収を労働者である譲渡人を通じて行うことを当然に予定する仕組みとなっている点において、実質的には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間における金銭消費貸借取引に類似する面があることを示す。」

(2) 「……以上に掲げた事実関係は、いずれも X と取引をした労働者が、所定の債権譲渡通知期限が到来するまでに、譲渡に係る給与債権の額面に相当する金額（X から交付を受けた買取金額に、

一定の金額を上乗せしたもの）をXに支払うことを事実上義務付けられているという点で、返済期限と利息の合意のある金銭の交付の実質を有しており、給与債権を事実上の担保とした金銭消費貸借取引に類似する面があることを示す」。

(3) 「……Xにおける給与債権を事実上の担保とした金銭の交付は、経済的機能として、Xの労働者に対する給与債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資金移転の仕組みが構築されたものと捉えることができるから、『売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付』に相当し、貸金業法上の『貸付け』に該当すると解する」。

「そして、Xは、自社のホームページで『給料ファクタリング』の宣伝を行い、現に複数の個人との間で、給与債権の買取代金の支払と考えられる金銭の振込みや、給与債権の買戻代金の支払と考えられる個人からの振込入金を受けている形跡が存在するから、業として『貸付け』を行っており、『貸金業』に該当すると認められる。」

(4) 上記(1)ないし(3)を総合すると、「本件契約は、実質的にはXとYの二者間における給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、貸金業法上の『貸金業』を営む者が行う『貸付け』に該当すると解するのが相当である。」

(5) 「……本件契約が金銭消費貸借契約である以上、債権譲渡契約を根拠としてYが回収した本件給与債権の額面に相当する10万円の支払をYに対して求めるXの請求（債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権）はそもそも成立し得ない」。

2 本件契約の有効性について

「……貸金業法及び出資法上の規制利率である年109.5%の7倍以上にも達する年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約は、貸金業法42条1項により契約自体が当然無効となるのみならず、その合意自体が強度の違法性を帯びており、公序良俗違反の程度が甚だしいものであるといわなければならない。そうすると、本件契約においては、金銭消費貸借契約としてXがYに対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されないし、仮にXがYに交付した貸付金元本を不当利得として返還を求めようとする場合であっても、XのYに対する6万円の交付は不法原因給付（民法708条本文）となるから、不当利得返還請求権の行使も許されない」。

判例の解説

一 問題の所在

一般に、ファクタリング（factoring）とは、クライアント（client）が自己のカスタマー（customer）に対して有する売掛債権等をファクター（factor）に売却し、ファクターが当該債権を支払期日前に一定の手数料を徴収して買い取ることを主たる要素とする取引のことをいい、早期資金化の機能があり、手形割引に類似する側面がある。

我が国において、ファクタリングは、主に中小企業金融の手段として利用されてきたが、近年、不況やコロナ禍を背景に、ファクタリング業者が個人である労働者から、その者の給与債権を給与支払期日前に一定の手数料を徴収して額面額より低額で買い取り、その後その者を通じて資金の回収を行う、いわゆる「給与ファクタリング」という取引形態が現れるようになった。

ここで問題となるのが、給与ファクタリングに係る契約の法的性質と有効性である。以下では、これらの問題を中心に本判決を検討する。

二 給与ファクタリングをめぐる議論

1 債権譲渡（売買）と金銭消費貸借との関係

本件では、本件契約の法的性質が債権譲渡契約であるか、金銭消費貸借契約であるかが争点となった。債権譲渡（売買）と金銭消費貸借は、当事者の一方の資金需要に応じて、相手方が金銭の交付を行うという点では類似する。他方で、通常、債権譲渡（民法466条以下）の場合は、債権譲渡の原因となる売買等の債権行為が存在するのに対して、要物契約としての消費貸借（民法587条）は、貸主と借主との間における目的物の交付と返還合意によってその効力が生じる。そして、金銭消費貸借契約の場合、利息制限法、貸金業法、出資法の規制の対象となることがある。また、債権譲渡の場合は、債務者（第三債務者）に対して通知等をせずに、債務者対抗要件の具備を留保する二者間の関係（サイレント方式）のみならず、債務者への通知等を行うことにより債務者対抗要件を具備し、債務者が譲受人に債務の弁済をすることによって譲受人が満足を得る三者間の関係（ノンサイレント方式）が存在する²⁾。そして、債権譲渡（売買）の場合、譲受人が債務者の無資力リスクを負担することがあるのに対し、二者間契約の金銭消

費貸借の場合、貸主が借主の無資力リスクを負担することがある。

2 金融庁の「貸金業」の該当性に関する見解

給与ファクタリングの「貸金業」の該当性（貸金業法2条1項）を検討する上で参考になるのが、「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」（令和2年3月5日）である³⁾。

これによれば、給与ファクタリング業者が労働基準法24条1項に反しないために、労働者に対して貸金の支払を求めるならば、当該スキームには、「貸金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、貸金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステム」が構築されているといえ、当該スキームは、「経済的に貸付け（金銭の交付と返還の約束が行われているもの。）と同様の機能」を有することとなり、貸金業法2条1項の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」に該当し、それを業として行うものは、同項の「貸金業」に該当する。

3 学説の見解と裁判所の解釈

学説は、ファクタリング一般の法的性質を直ちに金銭消費貸借とするのではなく、ファクタリングの機能・目的・債権の種類等により、これを判断・分類する⁴⁾。また、貸金業法上の「貸付け」の該当性については、「債権の譲渡価格が、債務者の信用リスクではなく、債権譲渡人の信用リスクを考慮して決定されていることなどは、債権の譲渡（売買）であることを否定する方向の事実等となり、『実質的には金銭の貸付けであると認められる特段の事情』となり得る」とし、限定的にその該当性を認める見解がある⁵⁾。

他方で、裁判例では、運送料債権等を目的とした事業者用の二者間ファクタリング取引につき、[1] 大阪地判平29・3・3（判タ1439号179頁）が、当該取引を金銭消費貸借契約に準じるものとし、利息制限法1条を類推適用し、また、傍論ではあるが、貸金業法の適用を認めている⁶⁾。

給与ファクタリング取引については、[2] 東京地判令2・3・24（金法2153号64頁）⁷⁾ が、①労働基準法24条1項の趣旨から、労働者への貸金支払前の貸金債権の譲渡の場合も、その支払についてはなお同条が適用され、使用者は直接労働者に対して貸金を支払わなければならないこと、②本件給与ファクタリングの仕組みは、経済的には貸付けによる金銭の交付と返還の約束と同様の

機能を有し、本件債権譲渡代金の交付は、「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法」による金銭の交付であり、貸金業法や出資法上の「貸付け」に該当し、原告（業者）は、貸金業法上の貸金業者に該当すること、③本件取引は同法42条1項により無効となることを理由に、原告の被告（労働者）に対する譲渡債権（額面額）の支払合意の履行請求や不当利得返還請求を認めなかった。その後、[3] 熊本地判令3・4・20（消費者法128号210頁）が、当該各契約は、実質的には金銭消費貸借契約に該当するとし、貸金業法及び出資法上の「貸付け」の該当性を認め、貸金業法42条1項又は民法90条により全体として各契約を無効とし、原告（労働者）は債務を負わないものとした⁸⁾。以上の見解・解釈は、上記金融庁の見解に矛盾しないか同趣旨のものが多いといえる。

三 本判決の意義と評価

1 本件契約の法的性質について

本判決は、当該給与債権の回収の場面における想定は、「法形式としては債権譲渡（売買）の形態」を採っているとしつつも、「本件契約は、実質的にはXとYの二者間における給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、貸金業法上の『貸金業』を営む者が行う『貸付け』に該当する」と解した。その際、実質的には金銭消費貸借取引との類似性を示す要素として、①上記回収の場面における想定が、「実際には給与債権の譲渡人と譲受人の二者間でのみ金銭の移転（給与債権の買取金額の支払及び当該給与債権の弁済金の譲受人への交付）が発生し、譲渡人が資金を拠出して譲り受けた給与債権の回収を労働者である譲渡人を通じて行うことを当然に予定する仕組みとなっている」こと（要素①）、②Xと取引をした労働者が、所定の債権譲渡通知期限到来前に、「通知期限前の給与債権の買戻しを事実上強制される立場に置かれている」こと（要素②）を挙げている。そして、これらの要素に鑑みて、「給与債権を事実上の担保とした金銭の交付は、経済的機能として、Xの労働者に対する給与債権の譲渡代金の交付と、当該労働者からの資金の回収とが不可分一体となった資金移転の仕組みが構築されたもの」と捉えることができるから、同法2条1項の「売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」に相当し、同法上の「貸付け」に該当し、X

は「貸金業」に該当するとし、本件契約は実質的にはX・Yの二者間の給与債権を担保とした金銭消費貸借契約であるとした。以上により、本判決は、Xの債権譲渡契約に由来する受取物返還請求権はそもそも成立し得ないとした。本判決が、上記請求権の法的根拠をいかに解するのかについては、債権譲渡一般の場合の見解を示した上記[2]東京地裁令2年判決ほどは明確ではないように捉えられるものの、本判決が、要素①については賃金の直接払の原則（労働基準法24条1項）、要素②については給与債権の譲渡通知までに本件債権を額面額10万円で買い戻すことを検討することのX・Y間の合意に着目し、これらの要素を明らかにした点に意義がある。なお、要素②に関連して、[2]判決が、被告が給与の支払を受けた場合、譲渡債権は弁済により消滅しているから買戻しの対象となる債権は存在しないと、原告の主張する買戻合意を支払合意と解したのに対し、本判決は、「通知期限内に労働者が給与債権の弁済を受けていた場合、法的には弁済により既に消滅した譲渡に係る給与債権を買い戻す余地は消失している」としつつも、給与債権の額面相当額の事実上の支払強制を重視し、「経済的にはこうした場面も譲渡に係る給与債権の買戻しと同視して差し支えない」とした点に特徴・意義がある。

2 本件契約の有効性について

本判決は、本件契約を金銭消費貸借取引に置き換えて、給与債権の額面額10万円とその買取代金等の差額を貸付金の利息とみてこれを年利率に換算し、貸金業法及び出資法上の規制利率年109.5%の7倍以上にも達する年800%を超える著しく高金利を定めた金銭消費貸借契約は、それ自体、貸金業法42条1項により当然無効となるとした。さらに、その合意自体が強度の違法性を帯び、公序良俗違反の程度が甚だしいことから、金銭消費貸借契約としてXがYに対して利息を含む貸付金の支払を求めることは当然許されず、仮に、XがYに交付した貸付金元本を不当利得として返還請求する場合であっても、XのYに対する6万円の交付は不法原因給付（民法708条本文）となり、不当利得返還請求権の行使も許されないとした。本件契約の法的性質や本件取引の経済的機能に鑑みても、本判決の判断は妥当であり、本判決は、[2]判決の構成よりも一歩踏み込んで、本件契約を金銭消費貸借取引に置き換えた上で判

断した点においても意義がある。また、本判決は、金融庁の見解（前記二2）と調和を保ち、上記[3]熊本地裁令3年判決の判断は本判決により近いものと思われる。ファクタリング取引が直ちに金銭消費貸借契約や無効となるわけではないが、本判決により、本件のような給与ファクタリングに係る契約の実質を金銭消費貸借契約と捉える立場がより確固たるものとなったといえよう。

3 残された問題と課題

第1に、給与ファクタリングに係る契約が公序良俗違反で無効となった場合に、給与債権の買取代金に係る業者（譲受人）の労働者（譲渡人）に対する不当利得返還請求が不法原因給付を理由に許されないと解することができるのはどの程度までなのかという問題が挙げられる。第2に、労働基準法24条1項の適用のない、いわゆる「後払い現金化」（後払いファクタリング）⁹⁾のような新たなスキームを利用する個人消費者の保護をいかに図るべきかの課題が挙げられる。

●—注

- 1) 本稿では、東京地判令3・1・26金法2171号78頁の原告をX、被告をYと記す。
- 2) 詳細は、佐野史明『ファクタリング取引の論点整理』金法2146号（2020年）36～37頁。
- 3) 金融庁は、警視庁、消費者庁、国民生活センター、日本貸金業協会等と連携して給与ファクタリングに関して注意喚起を行っている。日本弁護士連合会会長も「いわゆる『給与ファクタリング』と称するヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」（2020年（令和2年）5月22日）を公表し、基本的に金融庁と同様の見解を採る。
- 4) ファクタリングの分類については、田邊光政『ファクタリングの基礎知識（改訂第2版）』（商事法務研究会、1983年）43頁以下、目的については、内田貴『民法Ⅲ（第4版）』（東京大学出版会、2020年）236頁ほかがある。
- 5) 村山由香里『『貸金業』の該当性に関する一考察』金法1991号（2014年）72頁。
- 6) 売掛債権を目的としたファクタリング事例として、東京地判令2・9・18金法2176号68頁ほかがある。
- 7) 評釈として、橋本陽子「給与ファクタリングと労基法24条1項」ジュリ1550号（2020年）5頁ほかがある。
- 8) 給与ファクタリング事例として、東京地判令2・3・24金法2153号72頁、東京地判令3・2・9（裁判所ウェブサイト）、東京地判令3・3・22（公刊物未登載、LEX/DB25589311）ほかがある。
- 9) 日本弁護士連合会会長が、「いわゆる『後払い現金化』等の新手法のヤミ金融の徹底的な取締りを求める会長声明」（2021年（令和3年）6月25日）を公表している。